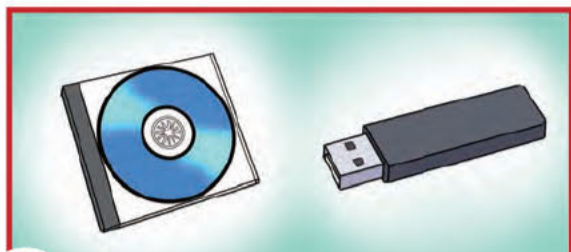


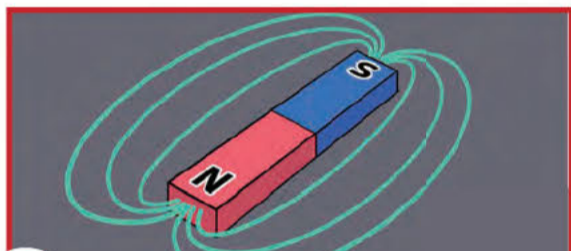
クイズ 8 電磁的記録の提供とは？



A CD-ROMやUSB等の電子媒体での提供



B オンラインやメール送信での提供



C 磁石を使った提供

第8話 改正法編②
保有個人データの開示請求

6 次は「第三者提供記録の開示」についてね

お客様の個人データを別の事業者が提供した場合等にお客様がその記録の開示請求をできるということよ

7 以前は第三者提供記録の開示請求については法令で定められていなかったけど、ルール化されたよ

8 当社の第三者提供記録は、事業部門から契約書の提出の際に合わせて申請をもらって管理しているわ

9 開示請求への対応は遅滞なく行うことが必要だけど、一定の作業時間を要する場合は、合理的な期間内に開示すれば良いとされているよ

10 そのほか、6か月以内に消去する保有個人データは開示請求の対象外とされていたけど、保存期間にかかわらず、開示請求の対象になったのよ

例えば…
ただいまお客様情報の照会を行っております。
○営業日以内にご連絡します。

6か月以内に消去するデータ
開示請求の対象に!

ありがとうございます
このあとみんなで復習するようにしますね

1 引き続き、カスタマーサービス部で個人情報保護法改正対応を確認する法務部メンバー

開示請求

「保有個人データの開示請求」についてね

2 次の確認ポイントは「保有個人データの開示請求」についてね

まず、事業者は開示請求を受けるにあたって、定められた必要事項をHP等で公表し、請求を受けた場合は、一部の例外を除いて応じる必要があるわ

3 この開示方法は、原則、書面による交付だったのが「電磁的記録の提供を含め」お客様本人が指示できるようになったの

注) 宝礼順子です。

4 お客様から、どうしても対応が難しいご要望があった場合はどうすればいいのでしょうか

色々あるけど…
メール
ダウンロード
CD-ROM
郵送

5 対応が難しい場合、その他の方法を定めて対応してもいいよ

できる限りお客様の要望に
応えるのが望ましいけど、
対応が難しい場合、
その他の方法を定めて
対応してもいいよ

当社は以下の方法でお客様の開示請求に応じます。
メール
CD-ROM

わかりました

本資料は令和4年4月1日時点の個人情報保護法等の概要をまとめたものであり、個人情報取扱事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。個人情報保護法のより詳細な内容については、個人情報保護委員会のホームページ内、個人情報保護に関する法律や、ガイドライン等をご参照ください。